

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 12
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三森 久実
【住所又は本店所在地】	東京都武蔵野市桜堤 1 丁目 9 番12 - 101号 テラス武蔵野桜堤
【報告義務発生日】	平成24年 6 月27日
【提出日】	平成24年 6 月27日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有する新株予約権の行使期間が経過し失効したことにより株券 所有割合が 1 %以上減少したこと

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社大戸屋ホールディングス
証券コード	2705
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所(J A S D A Q 市場)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三森 久実
住所又は本店所在地	東京都武蔵野市桜堤1丁目9番12-101号 テラス武蔵野桜堤
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和32年11月18日
職業	当該発行会社の代表取締役
勤務先名称	株式会社大戸屋ホールディングス
勤務先住所	東京都武蔵野市中町一丁目20番8号 三井生命三鷹ビル5階

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社大戸屋ホールディングス 専務取締役経営企画部長 瀧田 寛明
電話番号	0422-26-2600

(2) 【保有目的】

支配権の維持の為であります。なお、株式会社大戸屋ホールディングス(旧商号 株式会社大戸屋)は、平成13年8月31日を以って株式を店頭市場に公開いたしましたので、私 三森久実は同日を以って当該発行会社の発行する株式について、大量保有者に該当することとなりました。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,476,200		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,476,200	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T 1,476,200		
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年6月27日現在)	V 5,800,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)	25.45
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	26.47

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は 処分の別	単価
平成24年5月25日	株券(普通株式)	37,100株	0.63%	市場外	処分	913円
平成24年6月12日	株券(普通株式)	28,000株	0.48%	市場外	処分	915円
平成24年6月27日	新株予約権証券	80,000株	1.36%	市場外	処分	新株予約権の失効(平成24年6月26日が権利行使期間の最終日)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成22年10月25日、大阪証券金融株式会社との間に提出者の保有株数500,000株を上限とする株式貸借契約を締結しました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	78,679
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	78,679

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。